

## 前回の北海道環境審議会後にいただいたご意見

## 1. 基本的な考え方

番号	項目	ご意見	対応案
1	A 基本的な考え方のあり方	①提案内容では、何が「道」の「基本方針」なのか、よくわからない。提案内容は、改正温対法・環境省令・環境省マニュアル・環境省ハンドブックにおけるもの（改正温 対法の趣旨（都道府県基準設定の理由））を、ほぼ繰り返しているのみである。これは、本来の「道の基本的な考え方」を明示するという趣旨にそぐわないように思う。本来、「道基準の基本的な考え方」とは、道基準の設定における基礎であるはずで、道基準の具体的な設定において、何を重視/優先するのか、それがわかるはずのもの。しかし、提案内容では、それが全くわからない。	ご意見を踏まえ、基本的な考え方（案）たたき台を修正しましたので、ご審議をお願いします。
2	A 基本的な考え方のあり方	②審議会の参考資料で出された長野県の案を参考にして、真の意味での「道」の基本的考え方を示すべき。	
3	B 再エネ事業のあり方	③北海道には、他の都道府県と比べても改正温対法の脱炭素地域設定の文脈において、さまざまに考慮すべき特徴があるはず。たとえば、世界遺産の存在、ラムサール登録湿地の多さ、原生自然の多さ、エコツーリズムの重視、一次産業（農業・漁業・林業）の重要性、など。長野県の案のように、以上のような道の特徴を踏まえつつ、脱炭素事業は道全体としていかなるものであるべきか、そのビジョンが見えるものとするべき。	道基準は市町村が促進区域を設定するにあたり、環境保全の観点から参照すべき基準ですが、今後、除外する区域や、考慮対象事項等の具体的な基準（案）たたき台で、ご審議いただきます。

4	A 基本的な考え方 のあり方	④上記③から、たとえば、少なくとも下記のごことは明示すべき。 1) 世界遺産および国内で有数のラムサール条約湿地があることを踏まえ、これら国際的に保護されるべきとされている保全地域の自然環境・生態系には、特別に配慮する。	ご意見を踏まえ、基本的な考え方（案）たたき台を修正（「Ⅰ 本道に恵みをもたらす豊かな自然環境を保全」関係部分）しましたので、ご審議をお願いします。
5	A 基本的な考え方 のあり方	2) 北海道は第一次産業（農業・漁業・林業）が主要な産業であることを踏まえ、将来も含むその健全な発展に配慮する。	ご意見を踏まえ、基本的な考え方（案）たたき台を修正（「Ⅲ 北海道の基幹産業である第一次産業が有する重要機能を保全」関係部分）しましたので、ご審議をお願いします。
6	D その他	3) 将来世代の利益を考慮し、中・長期的な観点から健全かつ予防的な配慮を重視する。	ご意見を踏まえ、基本的な考え方（案）たたき台を修正（「Ⅰ 本道に恵みをもたらす豊かな自然環境を保全」、「Ⅱ 災害等の発生のおそれを回避し、安全・安心な道民の生活を確保」、「Ⅲ 北海道の基幹産業である第一次産業が有する重要機能を保全」関係部分）しましたので、ご審議をお願いします。
7	A 基本的な考え方 のあり方	⑤他の都道府県の案が参考になるはず。然るべきルートで他の都道府県の案を入手され、それを参考にされてはどうか。また、入手されたものは、審議会委員に情報提供をお願いしたい。この点についても、既に第3回環境審議会でお済み済み。（理由）上記のとおり。	他の都道府県の資料も入手し、スライドに記載しましたので、ご審議をお願いします。

8	B 再エネ事業のあり方	<p>○再生可能エネルギーの潜在的な利用可能性を踏まえる 促進区に限らないが、北海道が再エネをどう活用したいのかがよくわからない。環境保全と再エネの両立をはかるためには、道民の賛同を得るためにも、北海道がこれから再エネをどのように利用していくのか（いきたいのか）を具体的に示し、それに基づく戦略的な事業配置計画をつくる必要があると思う。再エネ促進区は、それを達成するための手段のひとつとしてとらえるべきではないか。</p>	<p>道基準は市町村が促進区域を設定するにあたり、環境保全の観点から参照すべき基準ですが、今後、除外する区域や、考慮対象事項等の具体的な基準（案）たたき台で、ご審議いただきます。</p>
9	D その他	<p>促進区域の設定に関する環境省令で示されている考え方と、北海道の考え方を、端的に比較することができるよう、対照表の形で整理していただくと有難いです。省令と異なる部分については、理由もお示しいただけると幸いです。理由）現状では、国の考え方と道の考え方の相違点およびその理由が不明確なため。</p>	<p>委員のみなさまからいただいた意見を踏まえ、基本的な考え方（案）を一新いたしましたので、ご審議をお願いします。</p>
10	A 基本的な考え方のあり方  D その他	<p>冒頭部分で道としての考え方を示す大事な部分なので、わかりやすく、キャッチー的な表現も含めた工夫も必要と考えます。</p> <p>○地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保 理由）地域の実情（実状）に応じた適正な環境保全に配慮した基準（自然的社会的条件とはなにかを説明を求められるのでは？包括的な表現にしては如何か）ややわかりづらい表現のように思えます。道と地方公共団体（市町村）実行計画との整合？</p> <p>○道の地方公共団体実行計画との整合 理由）北海道の実行計画とも整合がとれた基準潜在的な利用可能性の表現がややわかりづらい。</p> <p>○再生可能エネルギーの潜在的な利用可能性を踏まえる 理由）再エネのポテンシャルの活用（引き出せる）を踏まえた基準</p>	

	<p>○客観的かつ科学的な知見に基づいた情報を設定理由) 知見だけの表現では不十分と思います。客観的かつ科学的な知見やデータに基づいた基準</p>	
--	---	--

11	A 基本的な考え方のあり方	現状は、きわめて曖昧な表現に留まっている。長野県の事例をよく吟味し、北海道の自然・社会環境の保全と再エネ促進が両立できるように、具体的な基本的考え方を示すべき。以下、提案する。	ご意見を踏まえ、基本的な考え方（案）たたき台を修正しましたので、ご審議をお願いします。
12	A 基本的な考え方のあり方	① 北海道は自然環境に優れ、生物多様性の高い地域が広く存在する。これらを保護・保全できる範囲で再エネ促進を図る。 → 自然環境や生物多様性の高い場所を再エネ促進区域から除外する。	ご意見を踏まえ、基本的な考え方（案）たたき台を修正（「Ⅰ 本道に恵みをもたらす豊かな自然環境を保全」関係部分）しましたので、ご審議をお願いします。
13	A 基本的な考え方のあり方	② 農業・林業・水産業は、北海道の基幹産業であり、これらの生産性が高い地域を保全する。 → 農林水産業の重要地域は、再エネ促進区域から除外する。	ご意見を踏まえ、基本的な考え方（案）たたき台を修正（「Ⅲ 北海道の基幹産業である第一次産業が有する重要機能を保全」関係部分）しましたので、ご審議をお願いします。
14	A 基本的な考え方のあり方	③ 北海道の自然景観・資源（山、森、川、海、湖沼、湿地、温泉など）は、もう一つの北海道の基幹産業である「観光」にとってきわめて重要である。 → 自然景観・資源の豊かな地域は、再エネ促進区域から除外する。	ご意見を踏まえ、基本的な考え方（案）たたき台を修正（「Ⅰ 本道に恵みをもたらす豊かな自然環境を保全」関係部分）しましたので、ご審議をお願いします。
15	A 基本的な考え方のあり方	④ 自然災害の恐れのある地域の保全と自然環境を活かした防災（Eco-DRR）の推進 → 胆振東部地震では44km <sup>2</sup> に及ぶ面積で崩壊が発生した。これは記録に残るなかで日本最大の崩壊面積である。今後の気候変動も考慮すると、災害危険地域を再エネ促進区域から除外し、自然環境を活かした防災・減災を進める。	ご意見を踏まえ、基本的な考え方（案）たたき台を修正（「Ⅱ 災害等の発生のおそれを回避し、安全・安心な道民の生活を確保」関係部分）しましたので、ご審議をお願いします。
16	A 基本的な考え方のあり方	⑤ 先住民族であるアイヌ民族が維持してきた自然景観、資源を保全する。 → アイヌ民族の歴史的文化遺産や資源が残る地域を再エネ促進区域から除外する。	ご意見を踏まえ、基本的な考え方（案）たたき台を修正（「Ⅰ 本道に恵みをもたらす豊かな自然環境を保全」関係部分）しましたので、ご審議をお願いします。

17	A 基本的な考え方のあり方	<p>「4」のスライドに道としての基本的な考えが書かれていますが、審議会での意見にもあったように、抽象的で当然のことしか書かれていないため、基本方針をみても「何を基準に合意形成を進めたいのか」が見えづらくなっていると思います。この文言を全面的に変えた方がいいかどうかは迷うところですが、たとえば自然環境に配慮しつつ自然エネルギーを増産するために、以下の観点からの配慮を行うことを基本方針とする。</p> <p>1) 「資源としての自然」の観点 → 水産資源・農産物に影響を与えないため、〇〇の場所は除外する。</p> <p>2) 「未来に残すべき自然」の観点 → 日本の誇るべき自然を残すため、〇〇の場所は除外する。</p> <p>3) 「触れ合いの場としての自然」の観点 → 人が自然と触れ合いつつその価値を学ぶために、〇〇の場所は除外する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、基本的な考え方（案）たたき台を修正（「Ⅰ 本道に恵みをもたらす豊かな自然環境を保全」関係部分）しましたので、ご審議をお願いします。</p>
18	A 基本的な考え方のあり方	<p>4) 「災害防止のための保全」の観点 → 建設による災害防止と安全管理の観点から、〇〇の場所は除外する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、基本的な考え方（案）たたき台を修正（「Ⅱ 災害等の発生のおそれを回避し、安全・安心な道民の生活を確保」関係部分）しましたので、ご審議をお願いします。</p>

19	A 基本的な考え方のあり方	<p>「1」については…の場合は…のような配慮ができない場合は除外する」というように各論を作れば、市町村における合意形成のための論点が明確になると思います（長野県のスライド「2」に近いかと思います）。</p> <p>理由）そもそもこの文章は誰を対象にして作成しているのかが不明瞭だと思います。市町村の行政担当者向けのものであれば、このような法的根拠などを羅列的に述べ、事例などで補足する形でいいかもしれませんが、実際には市町村で有識者会議などを開催して合意形成を得るという手続きが必要ということでしたので、市町村での合意形成を得るためにも趣旨や方針がわかりやすいものになっている必要があると思います。</p> <p>今の原案では、除外すべき場所などはわかりませんが除外とする理由はわかりづらいですし、考慮すべき場所の場合は「何のために考慮が求められるのか」がはっきりしていないと思います。また、このような書き方ができればこどもでも理解できると思われしますので、教育の場でもとりあげてもらうことが可能になりますし、市町村での議論や判断の際にも観点がわかりやすくなります。今の世代にも未来を作る若い世代にも意見をもらいやすくし、本当の意味での住民参加の合意形成に近づけるために書き振りを工夫すべきだと思います。</p>	市町村が分かりやすいものになるよう努めるとともに、基本的な考え方と道基準について、市町村に対し丁寧な説明と指導助言を行ってまいります。
----	------------------	---	---

20	D その他	<p>1) 【強い提案】北海道の特性を踏まえた基本的な考え方を示すことが良い。具体的には、条例一部改正(素案)の基本的理念の○毎に沿った「道基準の基本的な考え方」を示す方が良い。</p> <p>2) 特に「全ての関係者の主体的かつ積極的な参画及び密接な連携の下に取組が進められること。」に沿った「道基準の基本的な考え方」を示すべきである。この「促進区域の設定」が住民等の関係者との協議を重視している点を明確にする必要がある。</p> <p>3) 「環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」を実現」に沿った「道基準の基本的な考え方」を示す方が良い。</p> <p>理由) 以下の「・」は、意見および提案に1対1対応はしていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の道案は、行政として必要最低限の踏まえるべきことが書かれているが、「北海道地球温暖化防止対策条例及び北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部改正（素案）」の基本的理念や道の責務に基づく、「道基準の基本的な考え方」を示すべきである。【これらの間での整合性・一体性をはかる必要性】</li> <li>・ この「道基準の基本的な考え方」では、2.以下で多様な解釈が生じた際に、どの解釈を優先すべきかという「投げ所」になるため、2.以下で詳細が記述されるものでも書かれた方が良い。【基本的考え方所以の必然性】</li> <li>・ 北海道外の企業が多数の設置を行っており、住民からの不安や反対運動等が起こっている。この「促進区域の設定」が、そのような状況を理解して定められることを明らかにする必要がある。【地域と調和した事業の視点】</li> </ul>	<p>ご指摘の基本理念は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての関係者の主体的かつ積極的な参画</li> <li>● 環境の保全と経済生活の向上の統合的推進</li> <li>● 豊富な再生資源森林等の地域資源の有効活用</li> </ul> <p>の3点ですが、道基準よりも大きな、制度の視点でのご指摘であるため、基本的考え方と基準を示す際の前文や主旨等で扱うことを検討するとともに、市町村に対し丁寧な説明と指導助言を行ってまいります。</p>
----	----------	---	---



21	A 基本的な考え方のあり方	<p>・参考資料3の長野県の事例3頁では、行政として必要性提言の踏まえるべきとは異なった視点である、長野県の特性を踏まえた基本的な考え方が示されている。</p>	<p>ご意見を踏まえ、基本的な考え方（案）たたき台を修正しましたので、ご審議をお願いします。</p>
22	D その他	<p>・参考資料3の長野県の事例の6頁では「地域の経済及び社会の持続的発展」という観点が明示されている。</p>	<p>「地域の経済及び社会の持続的発展に関する取組」は、都道府県基準で定めるものではありませんが、国のマニュアルにも例示の記載があるものであり、市町村に分かりやすく説明してまいります。</p>
23	A 基本的な考え方のあり方	<p>・都道府県基準は「地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものであること（地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第五条の四第1項の一）」「地方公共団体実行計画に掲げる目標との整合が図られるもの（同項の二）」「再生可能エネルギーの種類ごとの潜在的な利用可能性を踏まえたものであること（同項の三）」「客観的かつ科学的な知見に基づくものであること（同項の四）」を旨として定めるとされている。</p> <p>・今回提案のあった上から3つの項目は概ね同規則と同様の趣旨であるが、4つ目の項目「客観的かつ科学的な知見に基づいた情報を設定」は、同規則で定められている「客観的かつ科学的な知見に基づくもの」から大きく後退しており、不適切である。客観的かつ科学的な知見を「設定」するだけでは不十分であり、それらの知見に「基づき」基準を定める必要がある。</p>	<p>客観的科学的知見に基づいた、除外する区域や、考慮対象事項等の具体的な基準（案）たたき台としてまいります。</p>

24	A 基本的な考え方のあり方	<p>・また、都道府県が定める基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）環境省」に記載の通り、「環境省令で定める基準（全国一律に適用）に上乘せ・横出しして、地域の実情に応じた環境の保全への適正な配慮を求めるもの」であり、道が定める基準についてもこの趣旨に沿って検討を進めるべきである。「基本的な考え方」は、単に同規則で定められている事項を並べるだけではなく（上述のとおり今回の案は同規則の内容よりも後退しているが）、北海道の実情に応じたものを設定すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、基本的な考え方（案）たたき台を修正しましたので、ご審議をお願いします。</p>
25	C 北海道の自然的社会的条件	<p>・従って、まずは「地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮」を確保するために、北海道の「自然的社会的条件」を検討・整理する必要がある。</p>	<p>北海道の自然的社会的条件を踏まえ、除外する区域や、考慮対象事項等の具体的な基準（案）たたき台としてまいります。</p>
26	A 基本的な考え方のあり方	<p>・北海道の自然的社会的条件として、環境の保全への適正な配慮を確保する必要がある項目は例えば以下の事項が考えられるのではないかと。</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 自然環境・生物多様性      <input checked="" type="checkbox"/> 景観  <input checked="" type="checkbox"/> 観光      <input checked="" type="checkbox"/> 農林水産業 </p> <p>根拠)</p> <p>・地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則</p> <p>・地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編） 環境省</p>	<p>ご意見を踏まえ、基本的な考え方（案）たたき台を修正（「Ⅰ 本道に恵みをもたらす豊かな自然環境を保全」、「Ⅲ 北海道の基幹産業である第一次産業が有する重要機能を保全」関係部分）しましたので、ご審議をお願いします。</p>

27	D その他	<p>言わずもがなではあるが、地域脱炭素化促進区域(事業)は再エネ利用による地域の脱炭素化を促すことと、地域の環境保全・地域経済の持続的発展を併せた取り組みが本来の目的。除外しなければならない区域・事項は必要ではあるが、過度に規制すると、むしろ再エネ導入を遅らせ、結果として貴重な動・植物や湿地が失われていく等、環境保全の目的も阻害しかねない。また、地域経済の持続的発展の観点から、どこまで規制するかは、どこで折り合いをつけるかということではないか。</p> <p>あるべき道の基準としては、国の基準をベースに北海道固有の事情を加味していくことで良いのではないかと思料。あまりにも厳しい基準を設定すると、事業者は促進区域(事業)を選択しない、基準を見ただけで諦めてしまう危惧がある。折角の制度が活かされないように思う。</p>	<p>環境に適切に配慮した、地域脱炭素化の促進という制度主旨も踏まえた、除外する区域や、考慮対象事項等の具体的な基準(案)たたき台としてまいります。</p>
----	----------	---	--